

意見書

平成 18 年 1 月 18 日

情報通信審議会
電気通信事業部会長殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびー てく の ろ じー かぶしがいしゃ
氏 名 BBテクノロジー株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成17年12月20日付け情審通第140号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種
指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見

1. ドライカップの接続料について

帯域透過端末回線伝送機能（ドライカップ）の接続料については、接続料規則第17条の2に基づき算定をすることが適当であるという総務省の審査結果に賛同します。

昨年度の調査によると、わずか10%であった「施設設置負担金を支払った者がドライカップの利用に移行したケース」が、本年度は急激に58%まで伸びたという結果より、上記の移行のケースが顕在化しているとする総務省の判断は妥当であると考えます。

2. DSL回線管理機能について

ドライカップにかかるDSL回線管理機能については、接続料金改定等の接続約款認可申請に関する説明会（平成17年12月27日開催）において、NTT東西より「稼働回線数には、昨年度までは前年度末と当該年度末の数値を足して2で割った数値を用いていたが、今年度はドライカップの稼働回線数が急激に増加したことから、月稼働数を加味した回線数を利用している」との説明がなされました。

従来、稼働回線数については、回線数把握のための稼働を考慮し、ある程度の割り切りで、 $(前年度末回線数 + 当該年度末回線数) \div 2$ としてきたものと認識しており、具体的な基準がないにもかかわらず、ドライカップのみ異なる方法にて算定することを認めた場合、接続料算定に恣意性が入る可能性があります。

従って、ドライカップにかかるDSL回線管理機能に用いる稼働回線数についても、従来通りの考え方を適用し、 $(前年度末回線数 + 当該年度末回線数) \div 2$ として算定すべきであると考えます。

3. 作業単金について

労務費の合計額を業務稼働要員数で均等に割ることにより労務費単金を割り出す現行の算定方法は、問題があると考えます。

工事内容は多岐にわたるため、各工事における作業内容に応じてグレード分けを行う事は、新たなシステム開発費などが必要となり、困難なことが予想されます。従って、作業員の持つスキルや技術力に応じたグレード分けを実施し、グレード毎の単金を設定することを提案します。

4. NTT東西の効率化努力に関する評価について

NTT東西の効率化に向けた努力による効果を評価するための審査を実施することを提案します。

NTT東西には、これまで様々な効率化を図っていただいておりますが、効率化が適切に行われているかどうかの検証は行われていません。

例えば、NTT東西の示す作業単金（労務費単金）が適切な料金であるかどうかを客観的に比較する材料はありません。なぜなら、NTT東西以外の電気通信事業者は、費用面、運用面等を考慮すると、全ての工事をNTT東西と同様のスキームや条件で実施すること自体が大変困難なためです。

従って、効率化の推進については、NTT東西の努力のみに任されているのが現状です。

そこで、情報通信審議会もしくは総務省において、NTT東西の効率化による効果を評価するための審査の実施を希望します。加えて、NTT東西には、これまで以上に作業の効率化に努めていただく事を強く要望します。

以上